

長浜市すこやか出産支援事業についてよくある質問

【一般不妊治療・不育症治療について】

質問1: 令和4年度から人工授精やタイミング法が保険適用になりましたが、長浜市の助成はありますか。

回答1: 一般不妊治療について、人工授精、タイミング法が保険適用となつても従来通り助成をします。保険適用、保険適用外に関わらず、かかった費用の自己負担額について、1/2 の補助(上限 5万円まで)をします。不育症治療についても、かかった費用の自己負担分について 1/2 の補助をします。(保険適用については、上限 5万円まで、保険適用外については、上限 10万円まで)

質問2: 申請書はいつ提出するのでしょうか。

回答2: それぞれの治療が終了した日から速やかに提出してください。(治療が終了した日の年度または翌年度に申請ができます。)市役所の1年間(年度)は4月1日から3月31日までになりますので、この間に1回申請ができます。

質問3: 提出する書類の長浜市すこやか出産支援事業受診等証明書(様式第3号または様式第4号)は、だれが記入するのでしょうか。

回答3: これは、治療の内容、期間、治療費用などについて医療機関から証明していただく書類ですので、治療を受けた医療機関に依頼をしてください。なお、文書料については補助対象外です。

質問4: 院外処方の領収書がありますが、補助の対象になりますか。

回答4: 長浜市すこやか出産支援事業受診等証明書(様式第3号または様式第4号)において、医療機関が証明している日の院外処方の費用については補助の対象となります。この場合は、領収書および調剤明細書など処方された薬剤の名称がわかるものを提出してください。

質問5: 同じ年度内に治療を複数回受けました。複数回分をまとめて市に申請することはできますか。

回答5: 補助金額が限度額に満たなければ、申請することができます。

質問6: 同じ年度内に複数の医療機関で治療を受けましたが、まとめて申請することはできますか。

回答6: 補助金額が限度額に満たなければ、申請することができます。その場合は、各医療機関ごとの受診等証明書が必要です。

【特定不妊治療について】

質問1: 令和6年度の長浜市の助成はありますか。

回答1: 特定不妊治療については、滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成を受けている方を対象としていました。県の助成終了に伴い、令和5年度をもって市の助成も終了しました。

【その他】

質問1：市税及び国民健康保険料(税)の完納を証する書類について教えてください。

回答1：申請日が2024年(令和6年)5月31日までは「令和5年度完納証明」、2024年(令和6年)6月1日から2025年5月31日までは「令和6年度完納証明書」が必要となります。ただし、「令和5年度完納証明書」については、2023年(令和5年)1月1日時点、「令和6年度完納証明書」については、2024年(令和6年)1月1日時点で長浜市に住民登録されている場合は、不要です。

転入等の場合は、令和5年度完納証明書は2023年(令和5年)1月1日時点で住民登録されていた市町、令和6年度完納証明書は、2024年(令和6年)1月1日時点の住民登録されていた転入前の市町での発行を受けてください。

質問2：事実婚の場合もこの事業の対象となりますか。

回答2：令和3年4月1日以降、事実婚関係の方も対象となりました。事実婚関係の場合、申請書等に加え、「戸籍謄本」(外国籍の方は、婚姻具備証明書)「住民票」(ただし、住民票は、長浜市に住所がある場合は不要です。)および「事実婚関係に関する申立書」の提出が必要になります。申請書類については、制度のご案内をご覧ください。

質問3：パートナーシップ関係でもこの事業の対象となりますか。

回答3：令和6年4月からパートナーシップ関係の方も対象となりました。パートナーシップ関係である場合は、申請書等に加え、長浜市パートナーシップ宣誓書受領証又は長浜市パートナーシップ宣誓書受領カードを提示してください。